



第1分野 福祉・保健・医療

誰もが安心して暮らせるまちづくり



地域福祉の推進

第2期基本計画までの成果と課題

少子高齢化や核家族化が進む中で、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えてきています。また、ライフスタイルの変化により、地域との関係が断ち切れ、社会的に孤立した人々が老若男女を問わず増加傾向にあり、長年にわたって培われてきた地域社会での相互扶助機能が低下しています。その一方で、高齢者や障がい者の支援など、必要とされる福祉サービスのニーズは増大しています。



総合生活支援センター（バンビオ1番館2階）

そうした社会状況の中で、本市では、地域福祉を推進するため、総合生活支援センターにおいて高齢者や障がい者などに対する総合的な相談支援や情報提供、権利擁護事業、ボランティア活動の支援などに取り組んできました。

しかし、これまで福祉サービスの主要な担い手であった行政だけでは、すべての市民ニーズに応えることが難しくなっており、地域住民が主体的に支え合い、助け合い、地域の福祉課題を解決する「地域福祉力」の向上が求められています。

そのために福祉関係課と教育関係課が福祉団体と連携して「みんなの交流ひろば」を開催し、地域住民のふれあいを促進しています。また民生児童委員と連携して災害時要配慮者名簿を作成し、助け合いや見守りの活動として自治会に配布するなどの取り組みを実施しました。

今後さらに、住み慣れた地域でだれもがいつでも気軽に相談でき、必要な福祉サービスが利用できる体制の整備とともに、市民主体による生きがい活動や支えあい活動が活発に行われるような環境づくりが必要なことから、自治会や「地域コミュニティ協議会」（第6分野政策1）の福祉部門との連携を図る必要があります。

基本的な方向

「だれもが安心して暮らすことのできるまちづくり」の実現に向け、地域の人たちがふれあいながら生活課題を理解、共有し、自らの力で解決を図ろうという「地域福祉力」の向上を支援していくまちづくりを推進します。

政策に関連する計画

長岡京市地域健康福祉（後期）計画＜平成23年度～27年度＞

高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、保健計画といった各分野の個別計画を取りまとめたものであり、「だれもが安心して暮らせるまちづくり」という基本理念の実現に向け策定。

施策体系



施策と主要な事業

施策1 地域コミュニティの形成

■目的

- ・自治会などとの連携を進め、子どもから高齢者まで、地域の住民が悩みや問題を共有し、気軽にふれあい、わかりあい、支えあう地域福祉の実現を目指します。
- ・多様化する生活課題の解決に向けて、市民を支援するボランティアや民間社会福祉団体を育成します。

■主要な事業

●民間社会福祉活動振興助成事業

事業の概要	目標指標
民間社会福祉団体の自主的、主体的な事業に対し、地域福祉振興基金 ^{※1} を利用して、活動費の助成を行います。	民間社会福祉団体の育成が図られるよう、事業補助を希望する団体の登録数を増やします。 【目標】 12 団体 (平成 27 年度) 【現状】 9 団体 (平成 21 年度)

施策に関するトピックス 民間社会福祉活動振興助成金

地域福祉活動の活性化や民間社会福祉活動の振興を図るため、長岡京市地域福祉振興基金の果実（利息）により、高齢者や障がい者に対する日常生活支援活動、子育て支援活動など、地域で活動する団体、グループなどの活動に対して民間社会福祉活動振興助成金を支出しています。

助成は各事業を対象に、原則1年を期限としていますが、継続が必要と認められる場合は2年以上の助成も可能です。年間 200 万円程度の規模で、地域福祉活動の担い手となる団体やグループに助成することで、地域福祉活動の活性化を図ってきました。

※1 地域福祉振興基金 … 地域福祉活動の振興または民間社会福祉活動の活性化を目的とする事業に支出する基金。

施策2 住民の生活支援の充実

■目的

- ・市民が健康福祉に係る悩みや問題について気軽に相談でき、専門的な内容についても、的確な助言やサービスを受けられる環境を整備します。
- ・生活課題を抱える人が、自らの生活設計とニーズに応じて福祉サービスを自立的に選択できる環境を整備します。

■主要な事業

●総合生活支援センター管理運営事業

事業の概要	目標指標
JR長岡京駅西口のバンビオ1番館に福祉の相談窓口を設置し、地域福祉に関するサービスの情報を提供するとともに、福祉や暮らしに関する相談に対応します。その他、生活費の貸付、在宅支援などの福祉サービスを提供します。	総合生活支援センターの利用を高めることにより、障がい者、高齢者及び暮らしに関する生活相談への対応の充実に努めます。 【目標】 上記内容を目標とします 【現状】 相談 21,032 件 (平成 21 年度)

●障がい者生活相談支援事業

事業の概要	目標指標
市や指定相談事業所などの相談員が障がい者とその家族に対する情報の提供や生活相談に応じ、必要なサービスの利用につなげていきます。	だれでも身近な相談窓口で相談が受けられ、必要なサービスの利用に結び付けられるよう相談支援ネットワーク ^{※1} を構築するとともに、専門性の高い相談員の配置に努めます。 【目標】 上記内容を目標とします 【現状】 相談 2,206 件 (平成 21 年度)

●福祉なんでも相談事業

事業の概要	目標指標
福祉事務所に福祉の相談窓口を設置し、高齢者や障がい者の福祉サービスや、子育てに関する相談など、どこに相談すればよいのかわからない相談に積極的に対応します。	専門性の高い相談員を配置し、福祉なんでも相談室の利用を高めることにより、福祉に関する相談への対応の充実に努めます。 【目標】 上記内容を目標とします 【現状】 - (平成 23 年度から新規事業)

※1 相談支援ネットワーク… 身近な相談や専門性の必要な相談について、医療機関や相談員、地域自立支援協議会などで情報を共有し、処遇対応の充実に繋げるシステム。

施策に関するトピックス

総合生活支援センターでのサービス

バンビオ1番館の2階にある総合生活支援センターでは、地域福祉の総合的なサービスを行っています。

事業として、ボランティア情報の提供(地域福祉活動支援ボランティアセンター)や高齢者の生活に関する相談(地域包括支援センター)、障がい者の生活に関する相談(乙訓障がい者地域生活支援センター「キャンパス」)のほか、くらしの相談事業などの福祉全般に関する総合的な情報提供と地域福祉の推進を図っています。

開館は日曜、祝日及び年末年始を除く日の午前8時30分から午後5時まで。相談は来館、電話、ファクスなどで受け付けています。



総合生活支援センター入口
(バンビオ1番館2階)

施策3 地域健康福祉の推進基盤の充実

■目的

- ・生活課題を抱える人が、地域において柔軟な福祉サービスを受けられる環境を整備します。

■主要な事業

●地域福祉センター管理運営事業

事業の概要	目標指標
地域福祉センター「きりしま苑」を管理運営し、施設を利用する高齢者などの活動支援など様々な福祉サービスを行います。	きりしま苑の利便性を高め、60歳以上の高齢者数に対する利用者数(1日あたりの平均)を増やします。 【目標】150人(平成27年度) 【現状】133.9人(平成21年度)

施策に関するトピックス

きりしま苑の福祉サービス

きりしま苑は、高齢者の保健福祉サービスを柔軟に実施する施設です。60歳以上の長岡京市民であればだれでも一般浴室などの個人利用が可能で、10人以上の市民で団体登録すれば各部屋が利用できます。

事業内容は、老人福祉活動等支援として絵手紙教室や介護予防体操などを実施しています。また、高齢者等配食サービス事業なども行っています。

ほかに、社会福祉協議会が訪問介護(ホームヘルプ)事業や通所介護(デイサービス)事業、居宅介護支援事業、障がい者の移動支援事業などを実施しています。

開館は土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く日の午前9時30分から午後4時まで。



きりしま苑(神足2丁目)

第2期基本計画までの成果と課題

核家族化の進行や地域における連携意識の希薄化から、家庭や地域での子育て機能が低下する一方で、社会環境の変化や女性の就労拡大により、子育てに関するニーズはますます増大かつ多様化してきています。

本市の平成20年における合計特殊出生率^{※1}は、1.38で、国(1.37)や京都府(1.22)を上回っていますが、少子化対策として次世代の育成を見据えた取り組みを総合的に推進することが必要です。そのため、「長岡京市次世代育成支援行動計画(新・健やか子どもプラン)」を平成21年度に見直し、時代の要請に応じた子育て支援を推進してきました。

具体的な施策として、公立保育所や民間の認可保育園において、保育に欠ける乳幼児^{※2}を保育するとともに、地域子育て支援センター運営事業やファミリーサポートセンター運営事業、つどいの広場助成事業、一時預かり補助事業、駅前保育施設運営助成事業など、多くの子育て支援施策に取り組んできました。しかし、今後も多様化するニーズに対応するため、子育て支援対策の一層の充実を図るとともに、家庭や地域での子育て機能の向上や保育環境の整備、充実が求められています。



地域子育て支援センター「エンゼル」(開田保育所)

さらに、最近では、児童虐待が社会的な問題となっていることから、虐待を未然に防止するとともに、虐待を早期に発見し、適切かつ迅速に対応する関係機関とのネットワーク体制の強化に取り組んでいます。今後とも安心して子どもが過ごせる場所を確保するとともに、安心して子どもを生み、育てやすい環境づくりに、社会全体で取り組んでいくことが重要です。

基本的な方向

次世代を担う子どもと子育て家庭を社会全体で応援し、子どもを持ちたいと思う人が、安心して子どもを生み、育てることのできる環境づくりを推進します。

※1 合計特殊出生率…1人の女性が一生のうちに出産する子どもの数。現在の人口を将来も維持するには2.08が必要とされている。

※2 保育に欠ける乳幼児…保護者が働いているなど何らかの理由によって保護者が保育できない状態にある乳幼児。

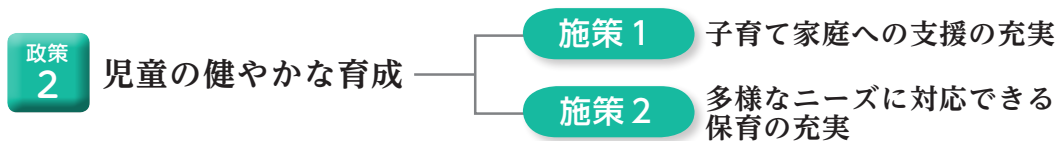
政策に関連する計画

長岡京市次世代育成支援行動計画（後期計画）新・健やか子どもプラン

《平成22年度～26年度》

基本理念「次代を担う子どもの権利と利益が最大限尊重され、子どもと親が地域の支援の中で健やかに成長できる、子育てが楽しい長岡京を築いていく」を実現するための行動計画として策定。

施策体系



施策と主要な事業

施策1 子育て家庭への支援の充実

■目的

- ・核家族化や地域のつながりの希薄化が進む中、保護者が子育ての経験や知識を得る機会が減少し、子育てに不安やストレスを感じる人が増加していることから、親同士の交流の場や悩みを気軽に相談できる環境を提供します。
- ・保育に係る経済的負担を軽減し、保育サービスを受けやすい環境を整備します。

■主要な事業

●地域子育て支援センター運営事業

事業の概要	目標指標
在宅で、子どもを保育している親たちの育児相談や親同士の情報交換ができる場所として、開田保育所と深田保育所に地域子育て支援センターを開設しています。	保護者の育児不安を解消するための相談や情報交換の場の提供と、親同士や子ども同士のふれあいと交流を図ります。 【目標】 上記内容を目標とします 【現状】 利用者数（エンゼル・たんぽぽ） おひさまひろば 9,497人、育児相談 544人 個別利用 311人（平成21年度）

●つどいの広場助成事業

事業の概要	目標指標
親子のふれあい、親同士の交流の場や不安や悩みの相談の場を運営する団体などに運営助成します。	親と子がいつでも気軽につどい、親子のふれあいや親同士の交流の場とともに不安や悩みの相談の場を確保するため、つどいの広場を運営する団体などへの助成を適正に行います。 【目標】 上記内容を目標とします 【現状】 利用者数（2か所）4,865人（平成21年度）

●乳児保育委託助成事業

事業の概要	目標指標
認可外保育施設 ^{※1} や個人に児童の保育を委託している保護者に対し、保護者の所得に応じて委託費を助成します。	認可外保育施設や個人に児童の保育を委託している保護者の経済的負担を軽減するため、保育の委託費の助成を適正に行います。 【目標】 上記内容を目標とします 【現状】 8施設 117人に助成（平成 21 年度）

●児童館運営事業

事業の概要	目標指標
地区内の児童及び生徒を対象にした豊かな感性や人権感覚、正しい生活習慣を身に付ける事業、また、北開田地区以外の児童の交流を促進する事業を行います。	地区内外の交流率（地区外からの利用者数÷全利用者数）を高めます。 【目標】 77%（平成 27 年度） 【現状】 72.5%（平成 21 年度）

施策に関するトピックス 地域子育て支援センターとつどいの広場

子育て中の親子が気軽に集い、語り合ったり、気軽に子育ての悩みなどを保育士や専門講師に相談できる場として、本市は「地域子育て支援センター事業」を実施しています。

また、このような事業を民間で行うものとして「つどいの広場事業」があり、本市はこれに助成し、民間団体の活動を支援しています。

平成 21 年度現在、つどいの広場は“さんさんの会”と“さくらんぼ”の 2 か所で実施、それぞれ 2,798 人、2,067 人が参加し、親子の安心につながっています。



つどいの広場“さんさんの会”
（海印寺保育園）

施策 2 多様なニーズに対応できる保育の充実

■目的

- ・子育てと仕事の両立を希望するすべての保護者が、ニーズに応じた保育サービスを受けられる環境を整備します。
- ・待機児童の解消を目指し、保育所の定員確保や保育環境の整備及び充実に図ります。
- ・多様な保育のニーズを満たすため、公立保育所や民間保育園などがそれぞれの施設に応じた保育サービスを提供します。

※1 認可外保育施設…児童福祉法に基づく保育所としての認可を受けていないが、個人などが設置運営している保育施設。

■主要な事業

●ファミリーサポートセンター運営事業

事業の概要	目標指標
子育ての手助けをしてほしい人と手伝いをしたい人のそれぞれを会員として登録し、ニーズに応じて相互を紹介します。	ファミリーサポートセンターを利用した子育て相互援助の活動件数を維持します。 【目標】 1,600 件以上を維持 (平成 23 ～ 27 年度) 【現状】 1,719 件 (平成 21 年度)

●保育実施事業

事業の概要	目標指標
認可保育園 ^{※2} の施設整備などにより定員確保や保育環境の充実を図るとともに、入所受付や保育料の徴収などを行い、円滑な運営に努めます。	入所希望数に対する入所者数の割合 (入所者数÷希望者数) を高めます。 【目標】 100% (平成 27 年度) 【現状】 94.4% (平成 21 年度)

●保育所施設整備事業

事業の概要	目標指標
耐震性の不足が判明した保育所施設について、耐震補強を行います。	公立保育所の安全性を確保するため、耐震補強を必要とする施設について改修を行っていきます。 【目標】 上記内容为目标とします 【現状】 耐震化が必要な保育所数 4 か所 (平成 21 年度)

●民間保育園運営助成事業

事業の概要	目標指標
民間の認可保育園に運営助成を行うことにより、保育内容の充実をはじめ、職員の処遇並びに資質の向上、施設の維持改善を図ります。	民間の認可保育園への運営助成を適正に行います。 【目標】 上記内容为目标とします 【現状】 4 か園に 66,721,434 円を助成 (平成 21 年度)

●認可外保育施設運営補助事業

事業の概要	目標指標
認可外保育施設の保育環境の改善を促し、必要な基準を満たす保育施設へ運営助成を行います。	公立保育所の補完機能を備えている認可外保育施設への運営助成を適正に行います。 【目標】 上記内容为目标とします 【現状】 3 か園に 15,599,000 円を助成 (うち、臨時職員雇用促進費加算分 5,760,000 円) (平成 21 年度)

※2 認可保育園 … 児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たし都道府県知事に認可された保育施設。

●一時預かり補助事業

事業の概要	目標指標
民間保育園による一時預かり※ ¹ 事業を実施するとともに、一時預かり事業を実施する園に対して補助をします。	多様な保育ニーズに応える一時預かり事業の運営を確保するため、補助を適正に行います。 【目標】 上記内容を目標とします 【現状】 民間保育園 4 か園の一時預かり事業利用者 4,171 人に 7,431,300 円を補助（平成 21 年度）

●病後児保育運営助成事業

事業の概要	目標指標
現在保育所に通所中の子どもが病気の「回復期」にあり集団保育できない場合（病後児）、一時的に保育を行う施設に助成します。	多様な保育ニーズに応える病後児保育の運営を確保するため、助成を適正に行います。 【目標】 上記内容を目標とします 【現状】 病後児保育登録者数 71 人（平成 21 年度）

●民間保育園施設整備事業

事業の概要	目標指標
民間の認可保育園の施設整備を行うことにより、保育所の定員確保や保育環境の充実に図ります。	民間保育園の施設整備並びに改修を行っていきます。 【目標】 民間保育園 5 か所（平成 24 年度） 【現状】 民間保育園 4 か所（平成 21 年度）

施策に関するトピックス

次世代育成支援行動計画（後期計画）

子育て支援と少子化対策のさらなる推進を図るために、本市では平成 21 年 3 月まで取り組んできた次世代育成支援行動計画前期計画（新・健やか子どもプラン）に続き、平成 22 年度からの 5 か年を計画期間とした後期計画を策定しました。

親が子育ての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、「次世代を担う子どもの権利と利益が最大限尊重され、子どもと親が地域の中で健やかに成長できる、子育てが楽しい長岡京を築いていく」ことを基本理念としています。

保育サービスの充実や地域における子育て支援、教育環境の整備、子育てと仕事の両立支援など幅広い施策の展開を通して、病児保育や延長保育拡充など、新たな課題にも対応できる子育て支援事業に取り組んでいきます。



次世代育成支援行動計画
（後期計画）

※ 1 一時預かり … 保護者などが一時的、緊急的に幼児を保育できなくなった場合、保育園などの保育施設で幼児を預かる制度。

政策
3

高齢者福祉の推進

第2期基本計画までの成果と課題

少子高齢化の進展や核家族化などにより、家庭における高齢者への介護機能が低下しています。一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えることとあわせて、介護サービスの需要がさらに増大することが予想されます。

本市の高齢者人口(65歳以上)の総数は、平成22年8月1日現在で、総数16,755人、人口に占める割合は21.0%です。65歳以上の人が高齢人口に占める割合(高齢化率)が21%を超えると、「超高齢社会」と呼ばれますが、本市もこの状況に移行しました。今後も高齢化の進行に伴い認知症などの介護を必要とする高齢者の増加が想定されます。

このような状況の中、地域住民が住み慣れた地域で安心して尊厳ある暮らしを継続できるように、介護保険の介護サービスのみならず医療や介護、福祉、生活支援サービスなどが途切れることなく一体的かつ適切に利用できる地域包括ケアシステム^{※2}の確立が必要とされます。

本市では平成18年度より、高齢者の総合相談支援事業、権利擁護事業、介護予防ケアマネジメント^{※3}事業及び地域の支援体制の充実を図るための包括的継続的ケアマネジメント支援^{※4}事業の4事業を柱とした地域包括支援センターを設立し、包括的ケアシステムを推進してきました。

高齢化の進行とともに、介護や高齢者虐待などに関する問題は増加かつ複雑化しており、個々を支援するネットワークの充実とともに、個別のニーズから地域の課題を把握し、実情に見合った総合的、包括的、継続的支援ができる環境づくりが必要です。また、このような問題を未然に防ぐため将来の課題を見据えた予防的対応が必要です。

いくつになっても健康でいきいきとした生活を送るため、一人ひとりが介護予防に取り組んでいけるよう、意識の啓発や拠点の充実を図ることが求められています。



老人福祉センター竹寿苑(栗生西条)

基本的な方向

高齢者が自立的、健康的な生活を維持しながら、社会に参加し、地域でいきいきと生活ができる環境を目指します。

※2 地域包括ケアシステム … 福祉・保健・医療に関わるサービスを、必要な人に必要な時に提供するため、サービス提供に関連する機関が連携を図るシステム。

※3 介護予防ケアマネジメント … 高齢者が要介護状態になることを予防し、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、ケアプランの作成を通じて、介護予防事業などが包括的に実施されるような支援を行う仕組み。

※4 包括的継続的ケアマネジメント支援 … 一人ひとりの高齢者が地域で暮らし続けるために、高齢者自身の努力とともに、地域における様々な資源を活用し、必要な支援を広く集めて生活を総合的に支えること。

政策に関連する計画

長岡京市第5次高齢者福祉計画＜平成 21 年度～ 23 年度＞

老人福祉法に基づく計画で「誰もが安心して暮らせるまちづくり」の実現に向けて長岡京市第4期介護保険事業計画と一体的に策定。

長岡京市第4期介護保険事業計画＜平成 21 年度～ 23 年度＞

介護保険法に基づく介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画として「誰もが安心して暮らせるまちづくり」の実現に向けて長岡京市第5次高齢者福祉計画と一体的に策定。

施策体系



施策と主要な事業

施策 1 高齢者への支援の充実

■目的

- ・住み慣れた地域や住居での高齢者の自立的で健康的な生活の維持を図るため、高齢者の状態やニーズを把握し、高齢者が一人ひとりの実情にあった適切なサービスが受けられる環境をつくれます。

■主要な事業

●地域包括ケアシステム運営事業

事業の概要	目標指標
新規の地域包括支援センターの整備などにより適切な運営をします。認知症高齢者が増加していることから、市民の認知症への理解を深め、認知症高齢者を包み込んで支える「地域」をつくり上げるため、認知症サポーター ^{※1} 養成に取り組めます。	多くの高齢者が地域での生活を維持できるよう、地域包括支援センター及び各中学校区にある在宅介護支援センター（ブランチ）での相談件数の割合（相談実人数÷高齢者人口）を高めます。 【目標】 17.0%（平成 27 年度） 【現状】 11.8%（平成 21 年度）

※ 1 認知症サポーター … 自治体などが実施する「認知症サポーター養成講座」を通じて、認知症に関する正しい知識と理解を身につけ、地域や職域で認知症の人やその家族を支援する人。

●民間老人福祉施設等整備費助成事業

事業の概要	目標指標
民間の老人福祉施設を整備する社会福祉法人及び地域密着型サービスの拠点 ^{※2} などの施設を整備する法人に整備費を助成します。	特別養護老人ホームを新たに1か所（既存4か所）整備するとともに、地域密着型サービスの拠点などを新たに8か所（既存11か所）整備します。 【目標】24か所（平成27年度） 【現状】15か所（平成22年度）

●介護保険利用料減免措置給付事業（市制度）

事業の概要	目標指標
負担能力から判断して特に介護保険サービスの支払いが困難と認められる低所得者の利用料を減免します。	低所得者が経済的理由により介護保険サービスの利用を控えることがないよう、介護保険サービスの利用料減免を適正に行います。 【目標】上記内容を目標とします 【現状】265件 2,297,495円（平成21年度）

施策に関するトピックス 認知症サポーター養成のしくみ

厚生労働省では、認知症になっても安心して暮らせるまちとなるよう、認知症の人と家族への応援者である「認知症サポーター」を全国で100万人養成することを目指す「認知症サポーター100万人キャラバン」を展開しています。（平成21年5月にすでに100万人を達成しましたが、現在は400万人を養成することを目指して新たに展開しています。）

本市においても、認知症の人や家族が安心して暮らせるよう、市と団体などが協働し、地域や職域、学校などで「認知症サポーター養成講座」を実施しています。この講座を受けた人がサポーターとして認定されます。



認知症サポーター100万人キャラバンのマスコットキャラクター

施策2 社会参加・生きがい活動への支援

■目的

- ・高齢者がいつまでも元気でいきいきと暮らせるよう、拠点を整備し、高齢者の健康づくりと生きがいづくりを促進します。

※2 地域密着型サービスの拠点… 高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活ができるよう支援するため、身近な市町村で提供されるサービスの拠点となる施設。小規模多機能型居宅介護拠点、認知症高齢者グループホーム、認知症対応型デイサービスセンターなどがある。

■主要な事業

●老人福祉施設等整備事業

事業の概要	目標指標
新規の老人福祉センターの整備を図るとともに既存の施設の改修などを検討します。	老人福祉センター（竹寿苑）、地域福祉センター（きりしま苑）、老人憩の家に続く高齢者が集える場の新設や、既存施設の改修を図ります。 【目標】 4か所（平成 26 年度） 【現状】 3か所（平成 22 年度）

施策に関するトピックス

シルバー活動交流フロア（長岡京こらさ内）の団体利用

平成 22 年 4 月に開設された長岡京市多世代交流ふれあいセンター（長岡京こらさ）内にある「シルバー活動交流フロア」は、健康福祉に関する活動の場として、高齢者の団体やサークルが活動を行うフロアです。

交流フロア 1、交流フロア 2、交流フロア 3（和室）で構成され、サークル活動や作品展、発表会など、多様な活動や催しが可能です。

老人福祉センター竹寿苑において団体登録した高齢者団体（60 歳以上の市民が概ね 10 名以上）が利用できます。

利用時間は土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く日の午前 9 時から午後 5 時まで。



シルバー活動交流フロア 3
（和室）（長岡京こらさ 2 階）

政策
4

障がい者(児)福祉の推進

第2期基本計画までの成果と課題

平成18年の障害者自立支援法の施行により、障がい者福祉制度は大きく変化しました。施設入所から地域での生活への移行が促進され、就労支援の充実に向けての取り組みが推進されてきました。

本市においても、障がい者の生活上不可欠なヘルパー^{※1}の利用や障がい福祉施設の利用などの障がい福祉サービス、補装具や日常生活用具の給付、自立支援医療^{※2}による医療費負担の軽減により、住み慣れた地域における障がい者の生活の安定を図ってきました。

一方、障害者自立支援法の施行により、サービスの利用は増加していますが、地域資源や財源の不足から、利用意向に十分に対応できていない状況が続いています。その対応策として、サービス提供事業所を増やし、ニーズにきめ細かく対応できる基盤づくりが求められています。



手話教室(中央公民館)

また、平成17年度に開設したオープンラウンジ「カフェエポカ^{※3}」において、ジョブパートナー^{※4}の支援と組み合わせる、一般就労に近い雇用訓練の形態は、乙訓地域の障がい者の雇用と就労に新たな可能性を開くことができました。

今後、施策を継続的に実施するためには、ヘルパーをはじめとして手話通訳者や要約筆記^{※5}奉仕員など、人的資源の確保が必要になりますが、人材養成には多くの時間と費用を要します。そのため、行政のみならず、社会福祉法人などによる養成研修の実施や福祉・介護の有資格者が地域に定着する仕組みづくりが求められます。

基本的な方向

障がい者(児)が社会の一員として障がいのない人と同等に生活し、すべての人が「ともに生きる」ことのできる社会の実現を目指します。

※1 ヘルパー … 高齢者や身体・精神などに障がいがあり支援を必要とする人に対して、日常生活上の身体的または家事的援助を行う介助者。

※2 自立支援医療 … 障害者自立支援法の施行により、それまで異なる医療制度の下で運営されていた公費負担医療のうち、精神通院医療、更生医療、育成医療が一本化されたもの。

※3 カフェ エポカ … 障がいのある人の就労を促進するため、喫茶サービスの実習を通じて必要な就労訓練を行う市の施設。バンビオ1番館1階に設置している。

※4 ジョブパートナー … 障がいのある人が就労している場で、一緒に働きながら支援や指導を行う人。

※5 要約筆記 … 話の内容をその場で文字にして伝える、聴覚障がい者の情報保障の手法のひとつ。

政策に関連する計画

第四次長岡京市障がい者（児）福祉基本計画＜平成 23 年度～ 27 年度＞

障がい者施策の具体的な取り組みの方向性や目標を示し、地域課題に応じた施策を総合的・体系的に推進することを目的として策定。

長岡京市障がい福祉計画（第三期計画）＜平成 24 年度～ 26 年度＞

障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービスなどの確保に関する実施計画として、個別サービスの必要量の見込みや確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項などを定めるために策定。

施策体系

政策
4

障がい者（児）福祉の推進

施策 1

障がい者（児）への支援の充実

施策 2

障がい者（児）の社会参加の促進

施策と主要な事業

施策 1 障がい者（児）への支援の充実

■目的

・すべての障がい者（児）が、安心して暮らせる環境を整備します。

■主要な事業

●障がい福祉施設運営等支援事業

事業の概要	目標指標
利用者が重複する乙訓2市1町が協調して定めた補助基準に基づき、障がい福祉施設の運営に対して補助を行います。	障がい福祉関係施設の経営を支えることにより、利用希望者に対する定員の確保に努めます。 【目標】 上記内容を目標とします 【現状】 補助実施施設 10 施設 定員 295 人（平成 21 年度）

●障がい者在宅生活支援事業

事業の概要	目標指標
心身障がい者緊急一時保護実施事業や住宅改造等補助・福祉機器等給付事業、入浴サービス実施事業、障がい者日中一時支援事業などの事業を通じて、在宅障がい者の生活を支援します。	社会福祉施設との連携により、緊急時に対応できる状態を維持します。 【目標】 上記内容を目標とします 【現状】 緊急一時保護事業委託契約事業所数4か所、延べ利用人数 46 人、延べ利用日数 102 日（平成 21 年度）

●障がい者福祉施設整備事業

事業の概要	目標指標
障がい者を支援する場として、既存施設の移転や新規施設の整備に対する支援を図ります。	民間事業所が設置する障がい者福祉施設の用地確保や施設整備に協力し、可能な施設から整備に努めます。 【目標】 上記内容を目標とします 【現状】 日中活動サービス提供事業所新規開設数1か所 定員 40 人 (平成 22 年度) 共同生活援助及び共同生活介護サービス利用者数 22 人 (平成 21 年度)

●生活助成金支給事業

事業の概要	目標指標
市民税非課税の重度心身障がい者等世帯に対して上下水道料金などの一部を補助します。	重度心身障がい者世帯などの経済負担が軽減されるよう、上下水道料金の基本料の一部助成を適正に行います。 【目標】 上記内容を目標とします 【現状】 361 世帯 (平成 21 年度)

施策に関するトピックス

障害者自立支援法の動向

障がい者福祉の基盤法である障害者自立支援法が見直され、平成 25 年 8 月までに新たな基盤法となる(仮称)障害者総合福祉法が施行される見込みとなっています。

この法律においては、障がい者を取り巻く社会状況の変化を背景として、求められるサービスの変化や地方分権の流れに対応するものとなることが想定されています。

各地方公共団体は、国及び新しい法制度の動向を注視しながら新法へスムーズに移行し、障がい者の生活支援に混乱が生じないよう運用を図ることが重要となります。

施策2 障がい者(児)の社会参加の促進

■目的

- ・関係団体やボランティア団体と連携して、支援人材の育成に取り組み、障がい者が自立して社会に参画し、地域でいきいきと生活できる環境を整備します。

■主要な事業

●手話・要約筆記者養成及び派遣事業

事業の概要	目標指標
手話や要約筆記のできる市民の養成を図るとともに、必要に応じて手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。	聴覚・言語機能障がい者が手話通訳者及び要約筆記者を確実に利用できるよう、聴覚・言語機能障がい者に対する手話通訳者・要約筆記登録者数を維持または増やします。 【目標】登録手話通訳者 21 人を維持 登録要約筆記奉仕員 42 人へ増加（平成 27 年度） 【現状】登録手話通訳者 21 人 登録要約筆記奉仕員 30 人（平成 21 年度）

●障がい者外出等支援事業

事業の概要	目標指標
障がい者のタクシー利用の助成事業、移動支援事業、自動車改造助成・自動車運転免許取得助成事業を行います。	障がい者（児）の社会参加の促進に必要となる事業（障がい者タクシー券交付事業、移動支援事業、自動車改造助成事業、自動車運転免許取得助成事業）を適切に実施します。 【目標】上記内容を目標とします 【現状】タクシー券交付件数 1,383 件、移動支援事業利用時間数 9,590 時間、自動車改造助成件数 2 件、自動車運転免許取得助成件数 1 件（平成 21 年度）

●障がい者自立活動等支援事業

事業の概要	目標指標
障がい者の参加を目的とする教室や講座の開催などを行った当事者団体に事業費を補助します。	障がい者の社会参加のきっかけを増やすため、障がい者に対する各種事業や教室などの開催を支援します。 【目標】上記内容を目標とします 【現状】開催事業 4 事業、延べ参加者数 551 人（平成 21 年度）

●障がい者雇用・就労促進事業

事業の概要	目標指標
障がい者の就労に対する理解を深めるための事業を実施します。また、就労意欲のある障がい者 5 名程度のグループが継続して働けるよう、就労支援や指導をする人（ジョブパートナー）の人件費を助成します。	多くの障がい者に就労機会が得られるよう、就労に関する啓発を実施するとともに、障がい者の就労訓練及び実習訓練者数を増やします。 【目標】就労啓発事業（マッサージ体験会）開催数 3 回、参加者数 180 人、雇用による就労訓練実施実人数 5 人、実習訓練実施者数 5 人（平成 27 年度） 【現状】就労啓発事業（マッサージ体験会）開催数 3 回、参加者数 160 人（平成 22 年度見込み）、雇用による就労訓練実施実人数 5 人、実習訓練実施者数 4 人（平成 21 年度）

●オープンラウンジ管理運営事業

事業の概要	目標指標
バンビオ1番館において、障がい者が就労に向けて訓練できるオープンラウンジ「カフェ エポカ」を運営します。	障がい者の開設以来の雇用による就労訓練及び実習訓練経験者数を増加させます。 【目標】雇用による就労訓練者 累計 17人 実習訓練者 累計 21人(平成 27 年度) 【現状】雇用による就労訓練者 累計 15人 実習訓練者 累計 8人(平成 21 年度)

施策に関するトピックス 色覚バリアフリー

日本人男性の約5% (20人に1人)、女性の約0.2% (500人に1人)、全国でおよそ300万人の人が緑と赤の混じった色など、特定の範囲の色の違いを感じにくいという色覚特性を持っています。

それは、光の三原色、赤・緑・青のうちの1色、赤と緑、赤と青、緑と青の2色、赤・緑・青の3色すべてからなるものなど、それぞれの視覚・色覚特性を持たれているということです。

このような色覚特性を持つ人は、色の違いのみで情報を表示されると、書面や標識などが伝えようとしている内容を十分読み取ることができないおそれがあります。

このため、印刷物や標識などを作成する際には、特定の色覚特性を持つ人にも見えやすい配色とするほか、色の違いだけで表現するのではなく、模様を付ける、形を変える、文字情報を追加するなどの配慮が必要です。

本市においても全庁的な取り組みとしてこのような特定の色覚特性を持つ人に配慮する「色覚バリアフリー」の検討と対応が必要となっています。また、このような配慮により、庁内の表示や公文書などが分かりやすい色づかいとなることが期待されます。

第2期基本計画までの成果と課題

厳しい社会経済情勢のもと、雇用の低迷が続き、本市においても生活保護世帯は増加しており、低所得者世帯の生活を保障するため、適正な援護と早期の自立を促すことが必要となっています。

そうした社会背景の中で、活用できる諸制度や福祉資源の最大限の活用及び就労支援プログラムなどの推進を組織的に行うことにより、適正な援護と早期の自立促進の充実強化に努め、最後のセーフティーネットとしての生活保護制度の役割を果たしてきました。

また、福祉医療や子育て支援医療についても、家庭の経済状態にかかわらず安心して医療が受けられるよう、医療費負担を軽減する施策が求められています。本市では、府制度と整合した医療給付制度として、高齢者や重度の障がいがある人、母子家庭、子育て中の保護者、不妊治療をした人を対象に、健康保険の一部負担金に対する公費助成を行ってきました。さらに地域性を加味して、対象者や給付範囲を拡充した本市独自の拡充施策も取り入れています。

今後も、国の医療制度改革の動きを見据えて、府制度との整合性を取りながら、市民ニーズを十分に踏まえたうえで、本市独自の取り組みを継続して検討または実施していく必要があります。



ピロティおとくに(バンビオ1番館1階)

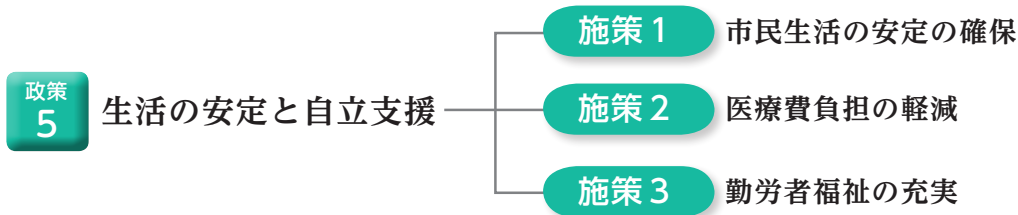
勤労者福祉に関して、本市では、乙訓勤労者福祉サービスセンターなどの活用により、勤労者の福利厚生の上昇に努め、また就労支援ネットワーク会議^{※1}の設置などにより、地域の雇用創出に向けての支援を行ってきました。今後も、厳しい雇用状況のもと、勤労者が勤労意欲を増進し、安心して働くことのできる環境づくりの一層の充実が求められます。

基本的な方向

すべての市民が最低限必要な生活水準を維持できる社会の実現を目指します。

※1 就労支援ネットワーク会議 … 市民の職業的自立支援の効果的な展開を目指して、府やハローワークなど関係機関と連携を持ち、情報交換と必要な事業の実施を図る組織。

施策体系



施策と主要な事業

施策1 市民生活の安定の確保

■目的

- ・市民が生活に関する問題を気軽に相談でき、専門的な内容についても、的確な助言を得られる環境を整備します。
- ・生活保護の適正な実施をさらに進めるとともに、生活困窮者が、最低限の生活を保障され、自立できる環境を整備します。

■主要な事業

●専門員による市民相談事業

事業の概要	目標指標
市民に対し、専門的な内容（法律など）の相談窓口を開設します。	専門的な相談を求める市民に対して、十分な相談機会が提供できるよう、毎月48人以上の定員枠を確保します。 【目標】 平均月48人の定員枠を継続して確保（平成23～27年度） 【現状】 平均月48人（平成21年度）

●生活の保護・自立促進事業

事業の概要	目標指標
生活保護制度を適正に運営し、被保護世帯の自立支援及び援助活動を行います。	生活困窮者の自立を促進するため、保護世帯のうち働いて収入を得ている世帯の割合を高めます。（稼働世帯数÷保護世帯数） 【目標】 20.0%（平成27年度） 【現状】 14.9%（平成21年度）

「市民相談事業」では、長岡京市役所1階の市民相談室などにおいて、弁護士による「法律相談」を月4回、司法書士による「登記相談」及び「多重債務相談」を月1回、また、行政書士による「暮らしや事業の相談」を月1回定期的に開催し、日常生活での不安や疑問を解消しています。



市民相談室（長岡京市役所）

施策2 医療費負担の軽減

■目的

- ・障がい者が経済状態にかかわらず安心して医療を受けることができ、また、医療費の負担に不安を感じる子育て家庭の経済的負担を軽減する環境を整備します。

■主要な事業

●重度心身障がい老人健康管理費給付事業（市制度）

事業の概要	目標指標
心身障がい老人（後期高齢者医療被保険者、身障手帳3級かつ非課税世帯）の疾病または負傷に対し、一部負担金に相当する額を支給します。	心身障がいがある低所得老人の医療に係る経済的負担が軽減されるよう、制度内容の周知及び利用促進により対象者のすべてが受給することを目指します。 【目標】 上記内容为目标とします 【現状】 身障手帳3級・非課税世帯 対象人員 78人（平成21年度実績、月平均値）

●障がい者医療費支給事業（市制度）

事業の概要	目標指標
心身障がい者（後期高齢者医療被保険者を除く、身障手帳3級かつ非課税世帯）の疾病または負傷に対し、一部負担金に相当する額を支給します。	心身障がいがある低所得者の医療に係る経済的負担が軽減されるよう、制度内容の周知及び利用促進により対象者のすべてが受給することを目指します。 【目標】 上記内容为目标とします 【現状】 身障手帳3級・非課税世帯 対象人員 45人（平成21年度実績、月平均値）

●子育て支援医療費助成事業（市制度）

事業の概要	目標指標
府制度の基準を拡充して乳幼児の外来診療に係る一部負担金を助成します。	3歳児外来受診の医療費助成の現物給付を維持し、府と協調しながら子ども医療費助成の現物給付化を目指します。 【目標】 上記内容を目標とします 【現状】 3歳児外来受診の医療費助成 対象人員 747人（平成21年度実績、月平均値）

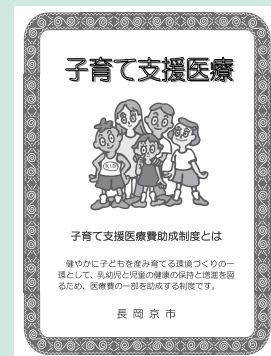
施策に関するトピックス

医療費負担の軽減

健康保険制度で決められた医療費の給付に加えて、法令に基づく医療費負担を軽減する制度があります。

この他に京都府では、独自に医療費負担を軽減する制度が設けられています。福祉医療や子育て支援医療などの助成制度もそのひとつで、京都府と府内自治体経費負担し共同して制度を維持しています。

本市では、府の制度に加えて上記のような独自の拡充策を設け、きめ細かな福祉施策として機能させることで、安心して医療が受けられる体制を整えています。



子育て支援医療の案内冊子

施策3 勤労者福祉の充実

■目的

- ・勤労者の生活の安定を図り、勤労意欲を増進し、勤労者が安心して働くことができる環境づくりを目指します。
- ・乙訓勤労者福祉サービスセンター（ピロティおとくに）の活用を促進します。

■主要な事業

●勤労者団体等支援事業

事業の概要	目標指標
乙訓勤労者福祉サービスセンターや内職友の会などの団体に対して運営費を支援します。	乙訓勤労者福祉サービスセンターの自立化に向けて、目標加入者数（3,000人）に対する加入者の割合（加入者数÷目標加入者数）を高めます。 【目標】 上記内容を目標とします 【現状】 79.9%（加入者数 2,396人）（平成21年度）

●勤労者住宅資金融資事業

事業の概要	目標指標
住宅取得を希望する勤労者に低利で融資できるよう、資金を取扱い金融機関に預託します。	低利の融資を必要とする市民に確実に融資が実行できるよう、取扱い金融機関に資金を預託します。平成 21 年度に預託金を減額しましたが、利用状況が今後も変わらなければ、預託金を見直します。 【目標】 上記内容を目標とします 【現状】 1件 10,000 千円 (平成 21 年度)

施策に関するトピックス ピロティおとくにの取り組み

バンビオ1番館1階にある乙訓勤労者福祉サービスセンター（ピロティおとくに）では、乙訓2市1町の中小企業の事業主と従業員を対象に、勤労者福祉の充実のための事業を行っています。

スケールメリット^{※1}を生かした給付事業や余暇活動事業、健康増進事業など各種サービスを提供することで、勤労者がより豊かで充実した生活を送れるよう、取り組んでいます。

また、他団体にはない地域に密着したサービスを提供することで、地域社会の活性化や企業振興にも寄与しています。

※1 スケールメリット … 規模を大きくすることにより得られる効果。

政策
6

保健・医療の充実

第2期基本計画までの成果と課題

核家族化や地域コミュニティの希薄化が進む中、妊娠、出産及び育児について相談する相手がなく、母親の不安が広がり、孤立化が高まるという傾向があります。本市では、妊娠中及び就学前の乳幼児がいる家族を対象に、育児に関する情報の提供や健康相談事業などを実施するとともに、育児支援家庭訪問事業を行ってきました。心身障がい児やその疑いのある乳幼児及び保護者に加えて、様々な要因での健康問題を有する家庭が年々増加傾向にあります。そのような家庭に対して、育児に関する専門的な助言を行うとともに、関係各機関と連携を図り、保護者の育児力を高めることが必要とされています。

また、高齢化が進む中で、健康寿命の延伸のため、生涯にわたる健康と生活機能の維持や生活の質の向上、生活習慣病予防、介護予防に向けた取り組みが一層必要とされます。さらに、食に関する知識や食を選択する力を習得し、生涯を通じて健全な食生活を送るための食育^{※2}の取り組みの実施や、心の病気に悩む人に対する取り組みの検討が必要です。



シェイプアップ教室(保健センター)

本市の地域医療については、済生会京都府病院を中心とする各医療機関によって支えられていますが、初期医療を行う、かかりつけ医を持つなどして、地域の医療機関を有効に活用するという市民意識の醸成も必要です。

また、休日と夜間の応急医療体制については、患者数が増加しており、感染性の患者を隔離する場所の確保などの課題もありますが、市民がいつでも適切な医療を受けられるよう、乙訓休日応急診療所や在宅当番医制度^{※3}、京都市の病院群輪番制度^{※4}など、休日と夜間の医療体制の推進が、引き続き望まれます。

基本的な方向

市民が健康に暮らせるまちを目指し、乳幼児から高齢者までのライフステージ^{※5}に応じた健康づくりを支援します。

※2 食育(しょくいく) … 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

※3 在宅当番医制度 … 地区医師会などへの委託により「在宅当番医」を定め、当番制で休日の診療を実施することで、休日における地域住民の急病患者的の医療を確保する制度。

※4 病院群輪番制度 … 地域内の救急病院が共同連帯して輪番制を取ることで、休日と夜間における重症救急患者の医療を確保する制度。

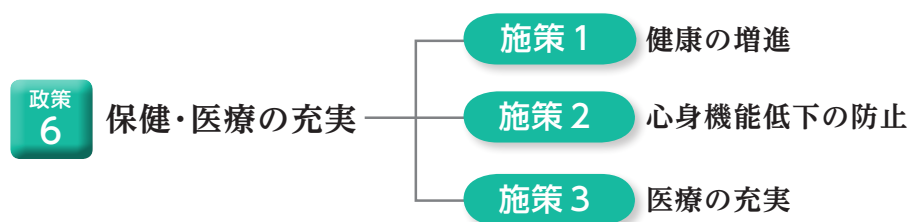
※5 ライフステージ … 人間の一生における各段階。特に、人の一生を年齢によって幼年期や少年期、青年期、壮年期、老年期などに区分した、それぞれの時期。

政策に関連する計画

長岡京市第3次保健計画《平成 20 年度～ 24 年度》

一次予防の重視、ライフステージに応じた健康づくり、個人を支える地域社会を再構築できる働きかけ、健康づくりに関する正しい知識の普及や実践ができるための支援を行うことを目指して策定。

施策体系



施策と主要な事業

施策 1 健康の増進

■目的

- ・市民一人ひとりが自分にあった健康づくり活動を主体的に行える環境を整備します。
- ・乳幼児の健康に関する情報提供や相談体制を充実させ、育児中の不安を軽減し、虐待の未然防止を図ります。
- ・市民が自らの疾病などを早期に把握し、発病や病状進行を適切に予防できる環境を整備します。

■主要な事業

●育児支援事業

事業の概要	目標指標
妊娠中及び就学前の乳幼児のいる家族を対象に、知識の普及や情報の提供を行うほか、子どもの月齢に応じた各種教室、健康相談事業を実施します。	保護者の育児不安を解消するため、各種教室と健康相談の利用率（各教室などの受講率の平均値）を高めます。 【目標】 31%（平成 27 年度） 【現状】 30%（平成 21 年度）

●育児支援家庭訪問事業

事業の概要	目標指標
心身障がい児やその疑いのある乳幼児及び様々な要因で健康問題を有する家庭に対して、育児に関する専門的なアドバイスをを行うとともに、関係療育機関などと連携を図り、個別の家庭訪問を実施します。	ハイリスク妊婦（20歳未満の妊婦及び40歳以上の初妊婦）や健康問題を有する乳幼児などの要管理者に対する訪問実数の割合（すべての訪問実数÷要管理者数（当該年度3月31日現在値））を高めます。 【目標】93.0%（平成27年度） 【現状】87.1%（平成21年度）

●健康づくり教育事業

事業の概要	目標指標
年齢や性別に応じ、健康づくりに関する啓発や情報提供、健康教室を開催するとともに、地域のグループや各種団体が希望する健康教育事業を実施します。	市民に十分な健康情報を提供できるよう、全啓発や普及事業ごとの参加者の合計数と、広報長岡京や市ホームページへの普及啓発記事の掲載回数を増やします。 【目標】参加者 11,500人、記事掲載 21回（平成27年度） 【現状】参加者 11,259人、記事掲載 18回（平成21年度）

●食育推進事業

事業の概要	目標指標
各種健康教室などを通じてライフステージに応じた食生活と栄養についての知識の普及を行い、心身の健康の増進を図ります。また、食育に関する関係機関との連絡を通じて、豊かな人間形成の取り組みを進めます。	平成22年度策定の食育推進計画に沿って、食育に関する施策を推進します。 【目標】食育に関する施策を推進（平成23～27年度） 【現状】食育推進計画を策定（平成22年度）

施策に関するトピックス 食育（しょくいく）の取り組み

平成17年度に食育基本法が制定され、本市でも様々な「食育」に関する取り組みを行っています。

保育所では、「食を育む力」の基礎を培うことを目標に農林産物の栽培活動などを、小学校では、望ましい生活リズムを身につけるため、「早寝、早起き、朝ごはん」の啓発などを実施しています。

また、地域では、安心・安全な地元産農林産物の積極的消費を促すことで、地域活性化を図っています。

今後は、平成22年度策定の食育推進計画に基づいて関係機関とのネットワークを強化することで、さらに幅広く、積極的に取り組みを進めます。



保育所での農林産物栽培
（開田保育所）

施策2 心身機能低下の防止

■目的

- ・高齢になっても健康を維持し、地域での生活が続けられるよう、心身機能低下の予防を図ります。

■主要な事業

●高齢者二次予防事業

事業の概要	目標指標
要介護状態になるおそれのある二次予防事業の対象者の生活機能の維持または向上を図るため、介護予防事業を充実します。	二次予防事業の対象者（65歳以上で要介護認定を受けていない人の5%）を把握し、二次予防事業の対象者に対する介護予防事業参加者の比率（事業参加者÷二次予防事業の対象者）を高めます。 【目標】 12.4%（平成27年度） 【現状】 11.4%（平成21年度）

施策に関するトピックス

介護予防事業（一次予防事業、二次予防事業）

足腰が弱ったり、寝たきりになったりという介護が必要な状態にならなくてすむように、高齢者の心身の衰えを予防し、回復するための取り組みのことを介護予防事業と言います。

高齢者一般を対象とした介護予防事業を「一次予防事業」と言い、介護や支援が必要となる可能性の高い高齢者を対象とした介護予防事業を特に「二次予防事業」と言います。

本市でも介護予防事業として、運動機能の向上や栄養改善、うつ病予防などの取り組みを行い、歳をとっても元気に過ごせることを目指しています。



運動機能向上指導（ふたば苑）

施策3 医療の充実

■目的

- ・周辺地域とも連携し、市民が適切な医療を必要なときに受けられる環境を維持します。

■主要な事業

●地域医療支援事業

事業の概要	目標指標
病院群輪番制維持のための負担金支出と、在宅当番医制度への委託により救急医療体制を含む地域医療環境を維持します。	休日などの診療体制と休日・夜間など救急医療体制を安定的に維持します。 【目標】 上記内容を目標とします 【現状】 休日などの診療体制については、医師確保を100%達成。二次救急医療体制は京都市の病院群輪番制度に加入し維持（平成21年度）

第2期基本計画までの成果と課題

少子高齢化の急速な進行により、働く世代の負担がますます増大する中、国民健康保険や介護保険、国民年金などの社会保障制度の安定的な運営が今後困難になってくることが予想されます。

国民健康保険制度は、医療技術の高度化などによって年々医療費が増加しており、特定健診・特定保健指導事業※¹などの保健事業の推進により、医療費増加の抑制を図り、健全な運営を図る必要があります。また、国民健康保険料については、引き続き収納率の向上に努め、安定した保険料収入の確保を図ることが求められています。



国民健康保険窓口(長岡京市役所)

介護保険制度についても、安定した運営を図るためには、要介護者を増やさない、重度化をさせない取り組みと、在宅サービスなどによる給付の効率化が必要です。

年金相談では、市民の身近な相談窓口として分かりやすい説明を心掛け、年金受給権の確保ならびに制度に対する不安解消に努めてきました。豊富な知識と経験のある指導員を配置し、年金記録を含めた各種年金相談に、可能な限り迅速かつ丁寧な対応を行っています。近年は未納者や未加入者が増える傾向にあり、生活基盤となる年金受給権の確保に向けて相談窓口を一層充実させ、引き続き制度を広くお知らせし、市民の理解を深める必要があります。

基本的な方向

市民一人ひとりの生活を支える社会保障制度の健全な運営を図ります。

政策に関連する計画

長岡京市国民健康保険特定健康診査等実施計画<平成20年度～24年度>

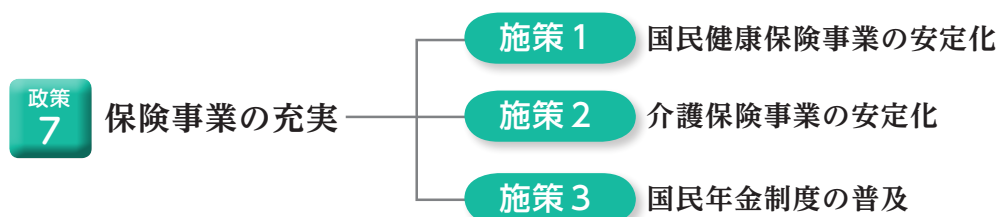
高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、保険者が実施する特定健診・特定保健指導を効果的に実施することを目的として策定。

長岡京市第4期介護保険事業計画<平成21年度～23年度>

介護保険法に基づく介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画として、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」の実現に向けて長岡京市第5次高齢者福祉計画と一体的に策定。

※1 特定健診・特定保健指導事業…40歳～74歳の人を対象に、保険者が行うメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健康診査。健診結果よりメタボリックシンドロームの危険性がある人に、必要に応じて保健指導を実施。

施策体系



施策と主要な事業

施策1 国民健康保険事業の安定化

■目的

- ・被保険者の保険料の過剰な負担を抑制するため、保険財政の安定化を図ります。

■主要な事業

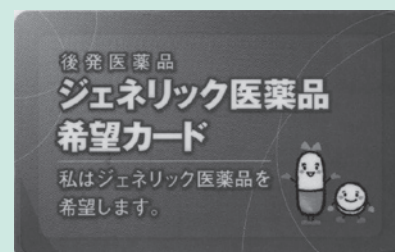
●市ルール分特別会計繰出金事業

事業の概要	目標指標
一般会計 ^{※2} から国民健康保険事業特別会計 ^{※3} へ繰り出します。	被保険者1人あたりの保険料を激変させないようにします。 【目標】上記内容を目標とします 【現状】保険料率：医療 6.10%、支援金 1.95%、介護 1.85% (平成 22 年度)

施策に関するトピックス 国民健康保険制度における医療費増加の抑制方法

本市の国民健康保険では、医療費増加の抑制のために「後発医薬品希望カード」を配布し、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用促進を図るとともに、医療費通知などの保健事業により医療費の適正化に努めています。

医療費の抑制と保険料収入の確保により、安定した医療保険制度の維持を目指しています。



後発医薬品希望カード

※2 一般会計 … 市の行政運営の基本的な経費を計上した会計。

※3 特別会計 … 一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般会計の歳入歳出と区別して個別に処理するための会計。国民健康保険事業特別会計や介護保険事業特別会計などがある。

施策2 介護保険事業の安定化

■目的

- ・高齢者の介護保険サービスの利用を促進するとともに、保険料の過剰な負担が発生しないように、保険財政の安定化を図ります。

■主要な事業

●介護認定適正化事業

事業の概要	目標指標
全国統一基準の習熟及び市独自マニュアル認定調査員研修の実施などを通じ、調査員の質の向上を図ります。また、訪問調査の委託については、ケアプラン ^{※1} 担当事業所と担当外の事務所の数が均等になるように選定します。	訪問調査 ^{※2} の客観性を高めるため、市内事業所への訪問調査委託件数に対するケアプラン担当外事業所への委託件数の割合（ケアプラン担当外件数÷市内事業所への訪問調査委託件数）が均等（50％）である状態を維持します。 【目標】50％を維持（平成23～27年度） 【現状】50.1％（平成21年度）

施策に関するトピックス

乙訓2市1町の広域で行っている介護認定審査会

介護保険申請の審査と判定を行う「介護認定審査会」は、広い視野にたって、公平で公正な審査判定を行うことが求められています。

そのため、乙訓2市1町の一部事務組合である乙訓福祉施設事務組合において、福祉や保健、医療の専門家による審査会を構成し、共同で認定業務及び審査判定を行うことで、公平さと公正さを確保しています。



乙訓福祉施設事務組合
(井ノ内西ノ口)

施策3 国民年金制度の普及

■目的

- ・生活基盤のもととなる年金制度への関心の高まりに対応し、相談窓口のさらなる充実を進め、市民の理解を深めます。

※1 ケアプラン…介護サービスや介護予防サービスを利用する前に作成するサービスの利用計画書で、介護支援事業所や地域包括支援センターなどで作成するもの。

※2 訪問調査…要介護・要支援認定申請後に、市町村委託のケアマネジャーなどが申請者の家庭を訪問して行う面接調査。申請者の心身の状況などを正確に把握することを目的に行われる。

■主要な事業

●年金相談事業

事業の概要	目標指標
被保険者及び受給資格者並びに受給者などの身近な相談窓口として、個別の年金相談に対処します。	市民の年金相談窓口として国民年金制度に対する理解を深め、制度の維持並びに受給権の確保に努めます。 【目標】 上記内容を目標とします 【現状】 窓口相談 8,638 件 (平成 21 年度)

施策に関するトピックス

国民年金制度

国民年金は、日本国内に住所のある 20 歳から 60 歳までのすべての人が加入する公的年金の基礎となる制度です。老齢、障がいまたは死亡によって生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持および向上に寄与することを目的としています。

平成 22 年 1 月には公的年金業務の運営を担う特殊法人として日本年金機構が設立され、それまで国の年金運営組織であった社会保険庁は廃止されました。